

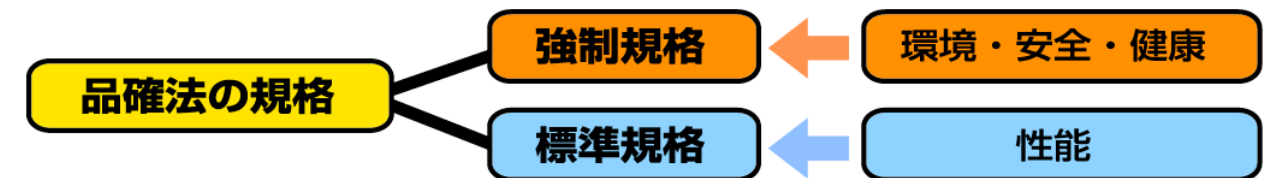
昭和48年の第一次オイルショックの時に粗悪ガソリンが横行して車両故障事故などのトラブルが多発。以降、昭和52年にガソリンの品質確保を図るため、揮発油販売業者に対してガソリンの分析を義務づける「揮発油販売業法」が施行されました。平成8年には石油製品の実質輸入自由化に伴って、海外から粗悪品流入の恐れがあるため、適正な品質の石油製品を安定的に供給し、消費者の利益を保護するための措置として、同年4月に「揮発油販売業法」が改正され、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（略称：品確法）が施行されました。対象となる石油製品は国民生活と関連性が高いガソリン・灯油・軽油の3油種です。

なお、平成17年からは海洋汚染防止のため、船舶等の燃料用重油も品確法の対象になっています。

また、政府によるバイオ燃料導入促進に伴い、新たに揮発油や軽油にバイオ燃料を混和する混和事業者の登録や品質確認を義務付けた内容に一部改正されました。

（平成20年度施行）

## 品確法上の規格とは？



### ●強制規格とは？

品確法では、「環境」・「安全」・「健康」に係る項目については特に重要であるため、必ず守らなければならない強制規格を設け、規格を外れた製品の販売を禁じています。あわせて、精製業者及び輸入業者は精製又は輸入したものが強制規格に適合していることを確認することが義務付けられています。

### ●標準規格とは？

品確法では、「性能」に係る項目については基本的に消費者の選択に委ねられます。そこで、消費者への適切な情報提供を行うために「標準品質表示制度」が導入されました。

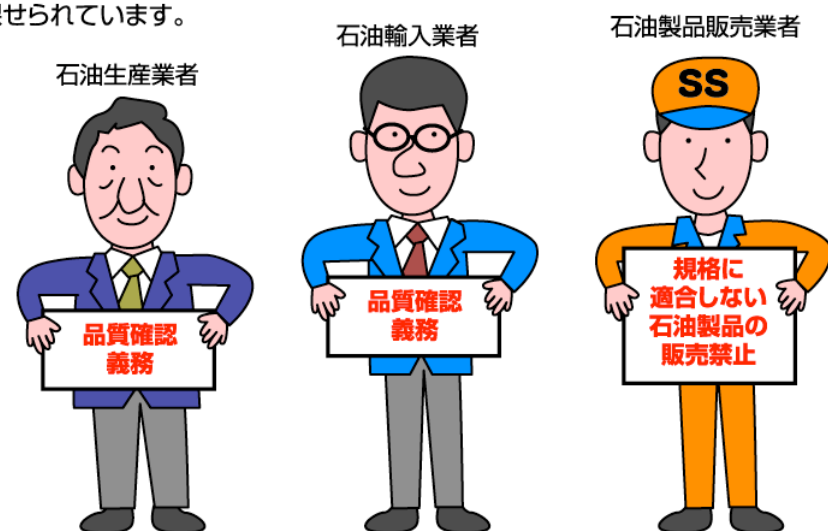
## 品確法の概要

品確法は、ガソリン、灯油、軽油等について、適正な品質のものを安定的に供給するため環境面、安全面等から品質規格を定め、規格に適合しないものの販売を禁止することによって、消費者の利益の保護を目的とした法律です。

原油を精製して石油製品を生産している生産業者や、石油製品を輸入・販売している輸入業者には、石油製品を国内に出荷するときに、規格に適合していることの品質確認義務が課せられています。

また、販売業者は、規格に適合しないガソリン、灯油、軽油等の販売が禁止されています。とくに、ガソリンスタンドには、原則として10日に1回、販売しているガソリンを自ら分析する義務があります。

違反者には公表、営業停止、懲役、罰金などの罰則が設けられており、厳重な取締りが行われています。



## SQマークとは？

標準的な品質の目印がSQマークです。品確法では、強制規格に加え標準的な品質基準を定めています。ガソリンのオクタン価や軽油の流動点などは自動車走行の上での加速性や快適性などに影響を与える項目です。

しかし、石油製品の品質は、見た目では判断がつきにくいこと、品質不良の弊害が顕在化するまでに時間を要することから、消費者が購入する時点ではこうした性能を識別することは不可能です。

品確法ではレギュラーガソリン、ハイオクガソリン、灯油、軽油を対象に、こうした性能を含めた一定の品質を満たす標準的な製品について「標準品質表示制度」（SQマーク制度）を導入しました。標準品質とは基本的にJIS規格に準拠したものです。

給油所でこのSQマークを掲げるかどうかは自由ですが、標準品質を満たさない製品を販売する場合にはこのマークを掲げてはならないと定められ、違反した場合には表示是正の指示や業者名公表などの措置がとられます。

